

議案第6号

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成31年3月14日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市芸術事業補助作業員及び東広島市展覧等監視員の報酬の額を見直すため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市芸術文化指導員の項中「生涯学習課」を「文化課」に改め、同表東広島市芸術事業補助作業員の項中「日額6,950円（1日の所定勤務時間が7時間以下の場合にあっては、1時間につき970円）」を「1時間につき970円」に改め、同表東広島市展覧会等監視員の項中「日額5,600円（1日の所定勤務時間が6時間以下の場合にあっては、1時間につき830円）」を「1時間につき871円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行し、この規則による改正後の東広島市教育委員会非常勤職員設置規則別表の規定は、同日以後の勤務に係る報酬について適用する。

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年教育委員会規則第2号）新旧対照表

新				旧			
別表（第5条、第6条、第14条関係）				別表（第5条、第6条、第14条関係）			
職名	所属	報酬の額	職務の内容	職名	所属	報酬の額	職務の内容
—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
東広島市 芸術文化 指導員	文化課	月額320,000円 以下で任命権者が定め る額	(1) 東広島芸術文化ホ ールの管理運営に関す ること。 (2) 東広島芸術文化ホ ールの事業企画等に関 すること。	東広島市 芸術文化 指導員	生涯学習課	月額320,000 円以下で任命権者が 定める額	(1) 東広島芸術文化ホ ールの管理運営に関す ること。 (2) 東広島芸術文化ホ ールの事業企画等に関 すること。
—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
東広島市 芸術事業 補助作業 員	文化課	1時間につき970円	東広島市立美術館の管理 及び展覧会その他の芸術 に関する事業の運営に係 る作業	東広島市 芸術事業 補助作業 員	文化課	日額6,950円 (1日の所定勤務時 間が7時間以下の場 合にあっては、1時 間につき970円)	東広島市立美術館の管理 及び展覧会その他の芸術 に関する事業の運営に係 る作業
東広島市 展覧会等 監視員	文化課	1時間につき871円	展覧会等の展示品等の監 視	東広島市 展覧会等 監視員	文化課	日額5,600円 (1日の所定勤務時 間が6時間以下の場 合にあっては、1時 間につき830円)	展覧会等の展示品等の監 視
—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—